

小山市 建設工事競争入札 参加者心得 (電子入札版)

令和7年4月版

小山市理財部

契約検査課 工事契約係

TEL 0285-22-9323

FAX 0285-22-9259

e-mail d-keiyakukensa@city.oyama.tochigi.jp

注) この心得は、予告なく改正することもありますので、あらかじめご了承ください。

目 次

小山市競争入札参加者心得	P 1
指名競争入札の流れ	P 10
一般競争入札の流れ	P 11
電子入札関係書類	P 12
紙入札関係書類	P 21
契約締結時の提出書類	P 29
中間前金払制度について	P 39

小山市競争入札参加者心得

1. 趣旨

この心得は、小山市が発注する建設工事、建設関連業務委託の締結について、競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項について定めたものです。入札にあたっては、この心得を承知のうえ参加してください。

2. 関係法令等の遵守

入札参加者は、地方自治法、同法施行令、建設業法、小山市暴力団排除条例、小山市財務規則、小山市建設工事等執行規則その他関係法令を遵守してください。

あわせて、小山市建設工事等電子入札実施要領、小山市建設工事等電子入札運用基準、指名競争入札共通事項（電子入札）（市ホームページ掲載）、事後審査型条件付き一般競争入札共通事項（電子入札）（市ホームページ掲載）、並びにこの心得を遵守してください。

3. 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、小山市談合情報対応要領の規定に従うこととし、その結果、情報どおりの業者が最低入札者となった場合には、落札を保留し、当該入札参加者を対象に事情聴取を行います。

調査の結果、談合の事実が確認された場合、当該入札を無効とします。また、談合の事実が確認されなくても、当該入札を無効とすることがあります。

4. 異議の申立て

入札を行った者は、入札後、この心得、設計図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

5. 公告文及び指名通知書

- (1) 公告文は入札情報システムに掲示します。
- (2) 指名通知書は電子入札システムで送信します。受信しましたら、電子入札システムにて受領確認書の提出を必ずお願いします。
- (3) 公告文及び指名通知書記載事項
工事（委託）名、案件番号、入札日時、契約保証金の有無、最低制限価格設定の有無、工事（委託）費内訳書提出の有無 他

6. 予定価格の公表

建設工事及び業務委託については、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を事前公表としています。入札情報システムの入札予定に案件ごとに予定価格を掲載します。

7. 最低制限価格の公表

予定価格が 130 万円を超える建設工事については、最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を事後公表としています。契約締結後、入札情報システムの入札結果に案件ごとに最低制限価格を掲載します。

8. 設計図書の閲覧

- (1) 日時 原則として公告日又は指名通知書交付日の当日から入札書提出期限日まで
- (2) 方法 ①入札情報システム
単抜設計書・図面等を掲載します。
図面等容量が大きいなどの理由でホームページに掲載できないものがある場合は、契約検査課で閲覧できます。
②契約検査課
単抜設計書・図面等（全内容）の閲覧ができます。（貸出は 1 業者 2 時間。案件により貸出時間が異なることもあります。）

9. 入札に参加するにあたって

- (1) 入札参加者は、公告又は指名通知書の内容を確認し、設計図書を熟知のうえ入札に参加してください。
設計図書の内容に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができます。
- (2) 電子入札に参加を希望する者は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカード（以下「IC

カード」という。)を事前に取得し、電子入札システムより利用者登録を行ってください。なお、入札においては、開札日時において有効期間内の IC カードを使用して行ってください。

- (3) やむを得ない事情により、電子入札システムを利用した入札ができない場合、「紙入札方式参加承諾願（様式 1）」（P 22）を一般競争入札の案件については競争参加資格確認申請書（入札参加申請書）提出期限の前々日（市の休日を除く。）、指名競争入札の案件については入札書提出期限の前々日（市の休日を除く。）までに提出し、承諾を得た場合のみ、紙入札により入札に参加することができます。（P 9 ※ 1 紙入札の承諾を得た場合）

10. 競争入札参加

- (1) 事後審査型条件付き一般競争入札に参加を希望する者は、入札公告に示す競争参加資格確認申請の受付期間に電子入札システムにより申請を行ってください。その際、資料を添付しないと処理を続けられません。「事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（電子入札システム添付用）（様式第 1 号）」（P 16）を添付して申請を行ってください。
- (2) 電子入札システムによる申請書の受付票及び競争参加資格確認通知書は、提出すべき申請書等を確認の上、交付いたします。このとき、資格等の審査は行いません。資格等の審査は事後審査により行います。

11. 入札辞退

- (1) 競争参加資格確認申請書を提出、又は指名通知書を受理した後に、入札を辞退する場合は、必ず辞退届を提出してください。
- (2) 提出方法は、入札書の提出期限までに電子入札システムにより提出してください。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けるものではありません。
- (4) 辞退届を提出せず、提出期限までに入札書を提出しなかった場合は、入札を辞退したものとみなします。

12. 入札書を提出するにあたって

入札参加者は指定の日時までに IC カードを使用して電子入札システムにより送付してください。

入札書等の提出については

- ① 「指名競争入札共通事項（電子入札）」（市ホームページ掲載）
- ② 「事後審査型条件付き一般競争入札共通事項（電子入札）」（市ホームページ掲載）

③「小山市建設工事等電子入札運用基準」（市ホームページ掲載）

④ 電子入札関係書類（P12～P20）

を参照してください。あわせて下記についてもご注意ください。

- (1) 入札書の入力 is 正確に行い、入札書提出内容確認画面において入力内容の確認を行ってから入札書を提出してください。
- (2) 入札書を提出する際には、入札書提出ボタンを押下する前に入札内容の印刷を行ってください。これ以降入札金額の確認はできなくなります。
- (3) 入札書受付締切日時までに入札書の提出が完了するよう、余裕を持って処理を行ってください。

電子入札システムは時間によって管理されています。締め切り時間間際に送信された場合、通信の状況により通信中のものであっても時間になれば自動的に締め切られます。

- (4) 入札書締切予定日時になっても入札書が電子入札サーバーに未到達の場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなします。
- (5) 電子入札システムにより入札書が正常に提出されたことを、当該システムの入札書受信確認通知により確認してください。
- (6) 工事費内訳書は、電子ファイルで入札書とともに必ず提出してください。
- (7) 提出された入札書又は辞退届は、引換え、変更又は取消しを認めません。

1 3 . 無効・失格となる入札

- (1) 次のいずれかに該当する場合は無効になりますのでご注意ください。

- ① 入札参加資格の無い者が入札したとき。
- ② 入札条件に違反したとき。
- ③ 入札者が 2 以上の入札をしたとき。
- ④ 入札金額その他必要な情報を記録した電磁的記録の記録事項(入札書が持参又は郵便により市長に提出された場合にあっては、入札書の記載事項)が判読できないとき。
- ⑤ 入札書の記名押印がないとき又は入札書の金額を訂正したとき(入札書が持参又は郵便により市長に提出された場合に限る。)。
- ⑥ 小山市建設工事等執行規則第 6 条の規定に違反したとき。
- ⑦ 入札保証金を納めるべき者が当該入札保証金を納めなかったとき又は納めるべき率に相当する額に満たない金額を入札保証金として納めたとき。
- ⑧ 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- ⑨ 入札に際し虚偽又は不正の行為があったとき。
- ⑩ I C カードの不正使用等をした者が入札を行ったとき。

- ⑪ 開札日時（開札予定日時に基づき、電子入札システムにおいて実際に入札書を開札した日時）において有効期限を過ぎるＩＣカードを使用して入札を行ったとき。
 - ⑫ 同一入札者が電子入札と紙入札の両方を行ったとき（ただし、市長が承諾した場合を除く。）。
 - ⑬ 入札書等に不正な手段により改ざんされた事項が認められたとき。
 - ⑭ 工事費内訳書等の提出が義務付けられている入札について工事費内訳書等が提出されていないとき。
 - ⑮ 工事費内訳書等の合計金額と入札書の入札金額が相違するとき。
 - ⑯ 内訳書の計算が間違えているとき。
 - ⑰ 入札書及び工事費内訳書等が期限までに提出されていないとき。
 - ⑱ 紙入札の承諾を得た場合に持参以外の方法で入札書等を提出したとき。
 - ⑲ ⑧又は⑨に該当する場合には、当該契約に係る当該入札者のその後の入札を無効とすることがある。
 - ⑳ 資格確認通知書または指名通知書を受けた者であっても、指名停止措置を受ける等、開札の時までに競争に参加できる者の条件のいずれかを満たさなくなった者のした入札は無効とする。
 - ㉑ その他指定された入札条件に合致しない入札を行ったとき。
- (2) 次に該当する場合は失格になりますのでご注意ください。
- 最低制限価格が設定されている入札で、入札書記載金額が最低制限価格を下回るとき。

1 4 . 分離分割方式の入札

- (1) 複数の近接対象工事を同日の公告及び指名通知で発注する場合においては、分離分割発注（取り分け発注）方式とし、公告文又は指名通知書に分離分割対象工事名を明記します。
 - (2) 分離分割発注方式であっても、入札書はすべての案件とも提出してください。
 - (3) 分離分割発注方式の開札にあつては、先に開札した案件で落札決定された者は、後から開札する案件において入札に参加できませんので、該当する案件の入札用封筒は返却します。
- ただし、事後審査型条件付き一般競争入札については先に開札した案件の落札者の決定は保留されるため、後の案件についても開札を行います。

15. 入札の中止及び延期

天災、停電、電子入札システムの故障その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の中止又は延期をすることがあります。

16. 落札候補者

事後審査型条件付き一般競争入札については、電子入札システムにて落札候補者を通知します。落札候補者となった場合には、「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書（様式第2号）」（P17.18）等、必要書類を契約検査課へ提出してください。条件を満たしているものを落札者として決定します。

17. 入札の結果

- (1) 電子入札システムにて落札者決定通知書を発行します。設計書等をお渡ししますので、契約検査課にお越しください。
- (2) 入札結果は、原則として、落札決定の翌日より入札情報システムに掲載します。また、契約検査課において閲覧することもできます。
現年度・前年度の入札結果が閲覧できます。

18. 契約書の提出

- (1) 落札者は、落札の決定を受けたときは、7日以内（初日不算入、市の休日を除く。）で設定した契約日までに契約書及び指定された添付書類を契約検査課に提出してください。
- (2) 落札者が、前項の期限内に契約書を提出しないときは、その落札は効力を失います。（この場合、小山市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止措置を講じることがあります。）

19. 議会の議決を必要とする契約の締結

- (1) 議会の議決を経なければ締結できない契約（1億5千万円以上の工事の請負）は、落札の決定を受けた日から7日以内（初日不算入、市の休日を除く）で設定した仮契約日までに仮契約書及び指定された添付書類を契約検査課に提出してください。
- (2) 前項の仮契約を締結した場合は、議会議決日をもって本契約日とします。
- (3) 議会の議決を得られなかったときは、当該仮契約は失効します。
- (4) 市議会の議決までの間に、競争に参加できるものの条件のいずれかをみたさなくなった場合、契約を締結しないことがあります。契約を締結しない取扱いをした場合については、市は一切の損害賠償の責めを負いません。

20. 配置技術者

- (1) 小山市に本店がある業者については、小山市建設工事技術者名簿に登録のあることが必要となります。
- (2) 配置する技術者については、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければなりません。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは認められません。なお、恒常的な雇用関係とは、開札日当日において3か月以上雇用していることが必要となります。
- (3) 監理技術者を専任で配置しなければならない工事にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する技術者を専任で配置することが必要となります。

なお、監理技術者補佐（監理技術者を専任で配置しなければならない工事において、当該監理技術者を補佐する者として当該工事現場に専任で配置する技術者）を設置した場合には、監理技術者の専任が解除され、2現場を限度に兼務することができます。

- (4) 同日行われる入札において、落札決定により配置できる技術者が不足した場合には、その後行われる入札に参加できなくなります。
- (5) 落札決定後、CORINS等により配置技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがあります。この場合、小山市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止措置を講じることがあります。

21. 現場代理人

- (1) 小山市に本店がある業者については、小山市建設工事技術者名簿に登録のあることが必要となります。
- (2) 現場代理人についても、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とします。
- (3) 一人の現場代理人が兼務できる工事数は2つまでです。兼務の対象となる工事は、市が発注した工事で請負代金が4,500万円未満であること、及び市が兼務を認められないと判断した工事でないことが要件となります。
- (4) 同日行われる入札において、落札決定により配置できる現場代理人が不足した場合には、その後行われる入札に参加できなくなります。

22. 手持ち工事数の制限

市発注の手持ち工事数の上限は4件までです。落札者となった時から、検査結果通知書を送付した日までが手持ち工事の期間となります。開札日において手持ち工事数が上限に達した場合は、その後の入札には参加できません。なお、過去3年間（令和4年度・5年度・6年度）において、小山市優良建設業者として表彰を受けた事業者は上限数の設定はありません。

2 3. 工事一部下請通知書の提出

請け負った建設工事の一部を下請発注する場合は、下請業者に対する工事代金の支払や就労予定労働者数などの項目が含まれた工事一部下請通知書を工事担当課に提出し、承認を受けてください。

2 4. 社会保険等の加入

元請業者、1次下請業者ともに社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）加入建設業者に限定します。（社会保険等加入適用除外事業者を除く。）

2 5. 施工体制台帳の作成等

下請契約を締結する場合には、下請金額にかかわらず施行体制台帳を作成し、その写しを工事担当課に提出するとともに、工事現場ごとに施工体制台帳を備え、施工体系図を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示しなければなりません。

2 6. 経営事項審査（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）

公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定により、経営事項審査を毎年受けなければなりません。

2 7. 入札参加資格申請内容の変更

(1) 小山市に入札参加資格を有し申請内容に変更が生じたときは、速やかに栃木県県土整備部監理課所管の電子申請・届出システムにより建設工事業業者競争入札参加資格者名簿の記載事項の変更を行ってください。別送書類がある場合はご用意いただき、栃木県県土整備部監理課へご提出ください。

あわせて、「小山市入札参加資格審査申請記載事項変更届」及び添付書類を、小山市へご提出ください。

(2) 「代表者（受任者）の氏名」、「本店住所」、「商号又は名称」、「代表者（受任者）の自宅住所」を変更した場合は、新規に IC カードを取得し、電子入札システムで利用者登録をする必要があります。

(3) 利用者登録した代表窓口情報及び IC カード利用部署情報に変更が生じた場合は、随時変更内容の登録を行ってください。

28. 書式のダウンロード・入札結果閲覧等

小山市ホームページ <http://www.city.oyama.tochigi.jp/>

(1) 入札・契約書式

小山市ホームページ>「産業・しごと」>「入札・契約情報」>「入札・契約書式」

(2) 申請記載事項変更届

小山市ホームページ>「産業・しごと」>「入札・契約情報」>「工事請負入札等情報」>「入札参加資格申請書記載事項変更届について（建設工事/測量・建設コンサルタント等）」

(3) 入札結果

小山市ホームページ>「産業・しごと」>「入札・契約情報」>「工事請負入札等情報」>「【小山市】電子入札システム/入札情報システム」>「入札情報システム」

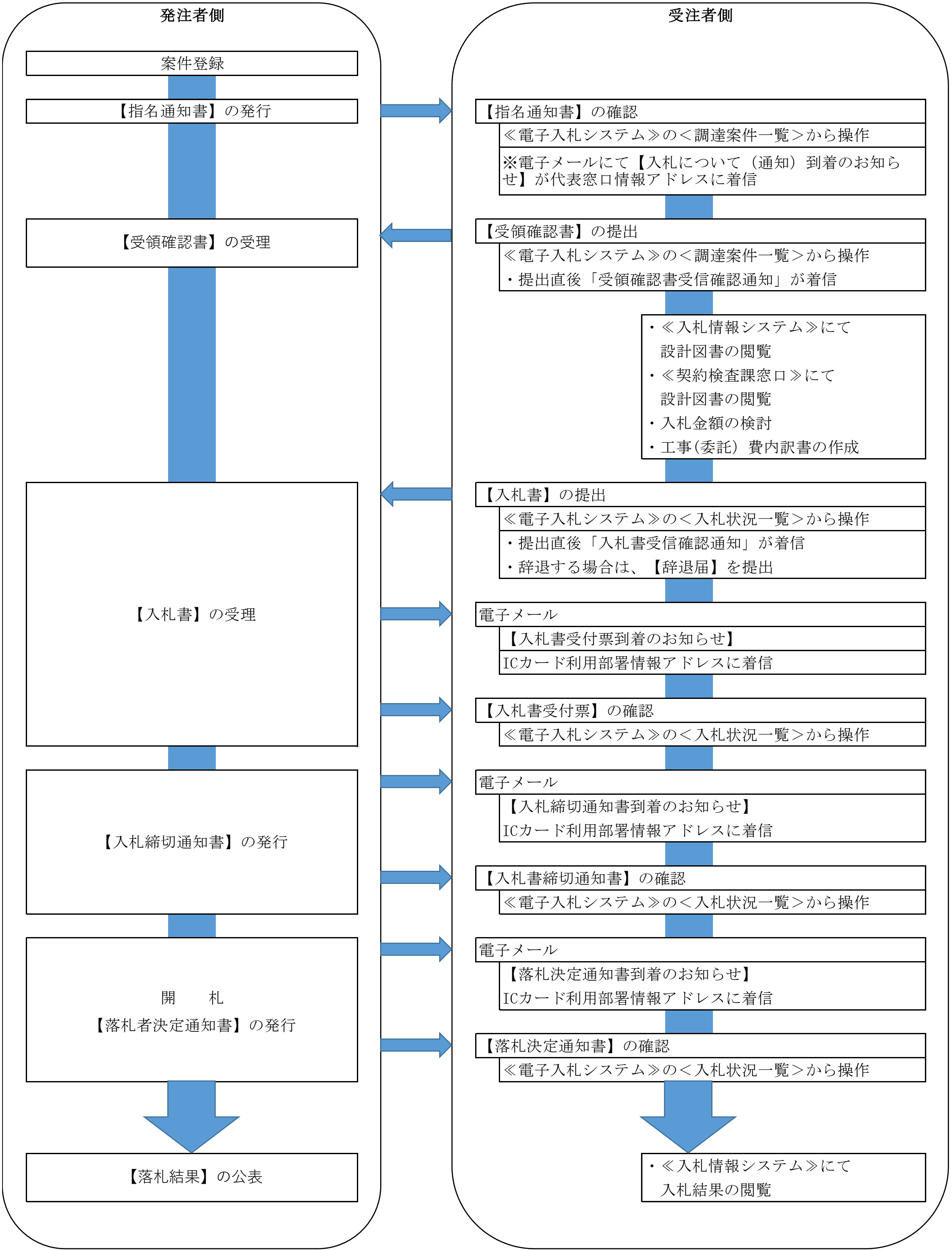
29. その他

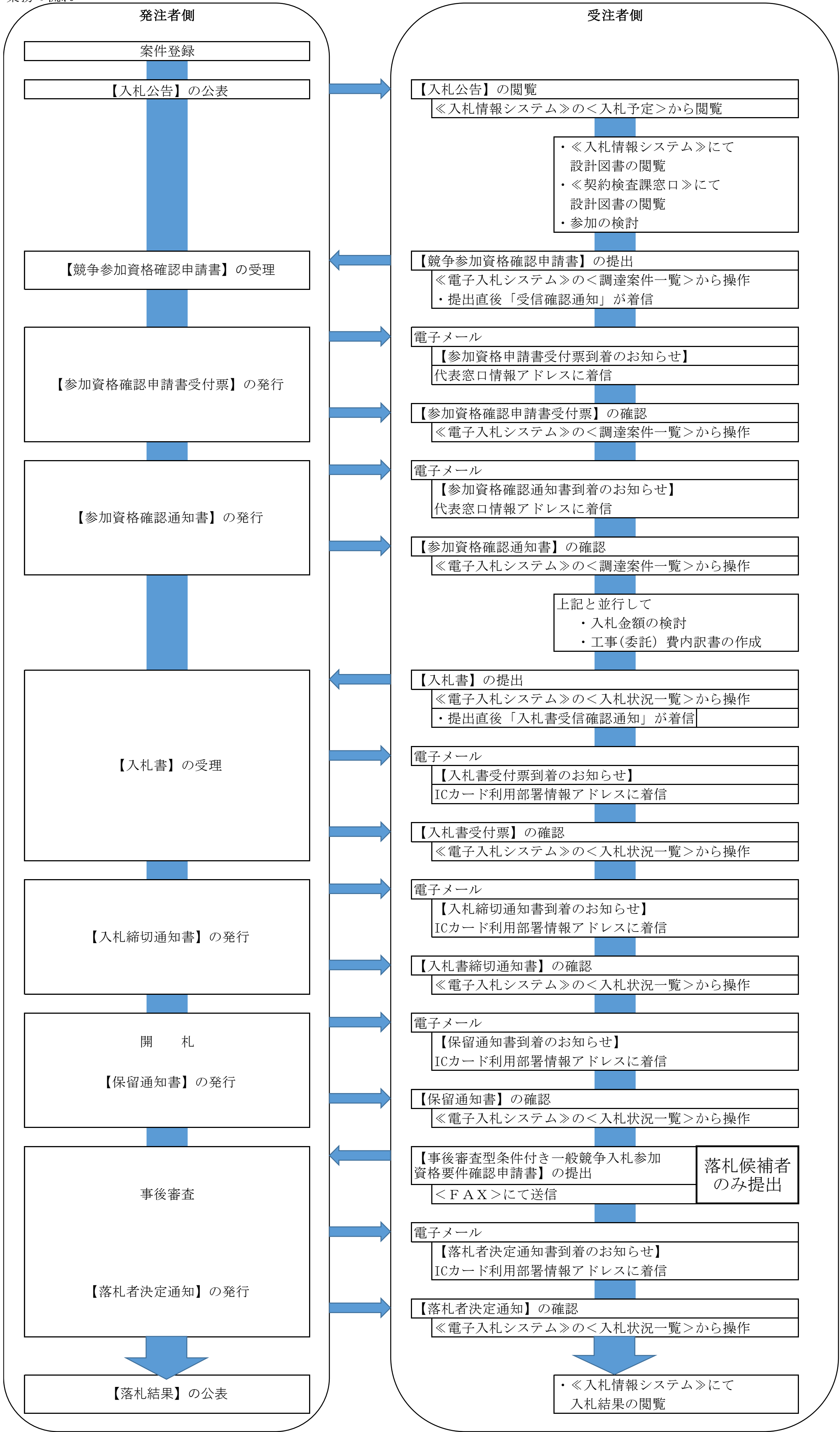
この心得は、原則的な入札・契約について定めたものであり、別に指定があるときは、案件毎の指名通知書や公告文等が優先します。

(※1 紙入札の承諾を得た場合)

- ・通知書類（指名通知書、落札候補者通知、落札決定通知）は FAX にて送付します。受信しましたら契約検査課までご連絡ください。
- ・一般競争入札の参加申請を行う場合は「事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（様式第1号）」を競争参加資格確認申請の提出期限（時間厳守）までに契約検査課へご提出ください。
- ・入札を辞退する場合は必ず辞退届を契約検査課へ提出してください。
- ・入札書及び内訳書は、入札公告に示す入札書の提出期限（時間厳守）までに、契約検査課へ持参してください。この場合、入札書等は市販の長型3号の封筒に入れて封かんし提出してください。封筒には、開札日、案件番号、案件名、差出人の所在地及び会社名を記載し、入札書在中の旨を記載してください。
- ・入札書等の提出方法は持参のみとなります。それ以外の方法で提出された場合は無効となります。
- ・紙入札に必要な提出書類関係については P21 以降に記載していますのでご確認ください。

注）この心得は、予告なく改正することもありますので、あらかじめご了承ください。





< 電子入札提出書類記載例 >

【R〇-〇〇〇〇】

は入れない

入札(開札)日
を記入すること

令和〇〇年〇月〇日

指名通知書(公告文)
のとおり記入すること

工 事 費 内 訳 書

所 在 地 小山市〇〇町〇丁目〇番〇号

商号又は名称 (株)〇〇〇〇

代 表 者 氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇

工事名 〇〇〇〇〇〇〇〇工事

印不要

費 目 ・ 工 種 等	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
直接工事費(A)				〇〇,〇〇〇,〇〇〇	
土 工		1式		〇,〇〇〇,〇〇〇	
排 水 工		1式		〇,〇〇〇,〇〇〇	
舗 装 工	設計書に基づいて各工種の 合計値のみを記入すること	1式		〇,〇〇〇,〇〇〇	
路 側 工		1式		〇〇〇,〇〇〇	
区画線工		1式		〇〇〇,〇〇〇	
雑 工		1式		〇〇,〇〇〇	
共通仮設費計(B)				〇,〇〇〇,〇〇〇	
現場管理費(C)				〇,〇〇〇,〇〇〇	
一般管理費計(D)				〇,〇〇〇,〇〇〇	
工事価格計(A)+(B)+(C)+(D)				〇〇,〇〇〇,〇〇〇	
					入札書記載金額 と一致すること

※ 記入上の注意

- ・ 上記の項目は設計書と同項目とし、この様式1枚程度の項目まで
でご記入ください。
- ・ 積算は、消費税を含まない工事価格までとし、この内訳書の額と
入札書の額が同じになるように作成してください。
- ・ 計算誤りがある場合は、無効となります。

注) 小山市で用意した内訳書(記載項目指定のものなど)があるときは、
指定された内訳書を使用してください。

指名通知書(公告文)
のとおり記入すること

【RO-〇〇〇】
は入れない

入札(開札)日
を記入すること

令和〇年〇月〇日

委 託 費 内 訳 書

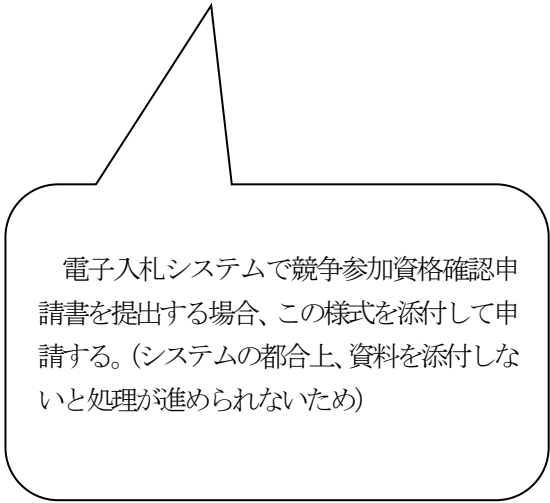
所 在 地 小山市〇〇町〇丁目〇番〇号
商 号 又 は 名 称 株〇〇〇〇
代 表 者 氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇

委託名 〇〇用地測量業務委託

印不要

費 目 ・ 工 種 等	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
委託価格				〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇	
A 用地調査価格		1式		〇, 〇〇〇, 〇〇〇	入札書記載金額 と一致すること
B 測量業務価格		1式		〇, 〇〇〇, 〇〇〇	
A 用地調査価格					
用地調査				〇, 〇〇〇, 〇〇〇	
直接作業費	設計書に基づいて各工種の 合計値のみを記入すること			〇, 〇〇〇, 〇〇〇	
諸経費				〇〇〇, 〇〇〇	
業務委託額				〇, 〇〇〇, 〇〇〇	
B 測量業務価格					
基準点測量				〇, 〇〇〇, 〇〇〇	
地形測量				〇, 〇〇〇, 〇〇〇	
直接作業費				〇, 〇〇〇, 〇〇〇	
諸経費				〇〇〇, 〇〇〇	
業務委託額				〇, 〇〇〇, 〇〇〇	
※ 記入上の注意 ・ 上記の項目は設計書と同項目とし、この様式1枚程度の項目まででご記入ください。 ・ 積算は、消費税を含まない工事価格までとし、この内訳書の額と入札書の額が同じになるように作成してください。 ・ 計算誤りがある場合は、無効となります。 注) 小山市で用意した内訳書(記載項目指定のものなど)があるときは、指定された内訳書を使用してください。					

事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書 (電子入札システム添付用)



電子入札システムで競争参加資格確認申請書を提出する場合、この様式を添付して申請する。(システムの都合上、資料を添付しないと処理が進められないため)

本工事に配置する主任技術者の氏名及び資格	氏 名	年 齢			才
	最終学歴 (学校・学科名)	経験年数			年
	資 格	建設業法の資格	____ 級 _____ 施工管理技士 番号 (_____)		
		法令等による資格	番号 (_____)		
		実務経験による資格【法第7条第2号該当】	その他の技術者 (_____)		
配置技術者が保有する資格に該当する欄に記入する。		監理技術者資格者番号		公告文で監理技術者の配置を求めている場合に記入する。	
会社更生法に基づく更生手続開始の申立の有無			有 ・ 無		
民事再生法に基づく再生手続開始の申立の有無			有 ・ 無		
施 工 実 績			公告文の「入札に参加できる者に必要な資格要件」で施工実績を求めている場合に記入する。		
工 事 名	工 事 場 所	工 事 概 要	請負金額	工 事 期 間	当 実 績

(確認資料) 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認資料として、次の資料を提出すること。

- 1 建設業許可通知書の写し
- 2 施工管理技士合格証等の写し (A 4判)
- 3 監理技術者資格者証の写し及び登録機関が実施した監理技術者講習終了証の写し (A 4判)
- 4 会社更生法に基づく更生手続開始申立又は民事再生法に基づく再生手続開始申立がなされている場合、再生計画が裁判所の認可決定を受けたことを証する書面の写し
- 5 最新の「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の写し
- 6 その他、市長が必要と認めるもの

(様式2)

提出書類通知書

小山市
市長 浅野 正富 様

令和〇〇年 〇月 〇日

添付書類の容量が3MBを超える場合、
又は提出する書類の特性上電子化でき
ない書類が含まれる場合に電子入札シ
ステムにはこの通知書を添付して送信
する。

住 所 小山市中央町〇丁目〇番〇号

商号又は名称 〇〇建設 株式会社

代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

印不要

入札参加に必要な下記の書類について別途提出しますので通知します。

記

1 工事(委託)名 市道〇〇号線道路改良工事

【R〇-〇〇〇】
は入れない

2 工事(委託)箇所名 小山市大字〇〇地内

3 提出書類名

- ・〇〇〇
- ・△△△
- ・□□□

複数書類を提出する場合には全ての書類名を記入する。
必要書類の一式を持参又は郵送するものとし、電子入札システム
での提出との分割は認めない。

4 提出方法 持参 郵送 (どちらかに○をつける)

書類の提出方法を選択する。
持参の場合は提出期限までに契約検査課窓口へ提出する。
郵送の場合は契約検査課工事契約係宛てに提出期限までに届くよう
に郵送する。

(注) 提出書類名は個別に記載すること。

提出期限は電子入札システムによる当該提出書類の提出期限と同一とする。

(様式3)

委任状

令和〇年 〇月 〇日

小山市
市長 浅野 正富

電子入札システムの障害等により電子くじによる
手続きが困難であるときには、当該入札をした者
に出席を求め、くじを引いて落札者を決定するも
のとする。
この場合にくじ引きを代理人が行うときは委任状
を提出する。

所在地 小山市〇〇町〇丁目〇番〇号
商号又は名称 株式会社〇〇〇〇
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

1 案件名 〇〇〇〇工事

【RO-〇〇〇〇】
は入れない

2 案件番号 〇〇

私は、 □□ □□ を代理人と定め、上記の案件について、地方
自治法施行令167条の9に基づくくじによる落札者の決定に関する一切の権限を委任します。

代理人 □□ □□ 印

< 紙入札提出書類記載例 >

(様式1)

紙入札方式参加承諾願

1 案件番号 ○○

【RO-○○○】

は入れない

2 工事(委託)名 市道○○号線道路改良工事

3 電子入札システムでの参加ができない理由

☒ ICカードの失効（更新中）や破損等で使用できない。

☐ パソコンの破損や通信回線の障害等で使用できない

☐ その他（理由を具体的に記載すること）

電子くじで使用する任意の
3桁の番号を記入する

4 電子くじで使用するくじ番号（任意の3桁の数字）

1	2	3
---	---	---

なお、記載がない場合又は数字の判読が不明の場合は、くじ番号を入札書記載金額の上3桁とする。

・一般競争入札案件
競争参加資格確認申請書提出期限
の前々日（市の休日を除く。）までに
提出

・指名競争入札案件
入札書等提出期限の前々日（市の休
日を除く。）までに提出

ありますが、上記理由により電子入札システムを利用しての参加がで
いただきますようお願いいたします。

令和○○年 ◇月 ◇日

住 所 小山市中央町OT目○番○号
商号又は名称 ○○建設 株式会社
代表者の氏名 代表取締役 ○○ ○○

小山市

市長 浅野 正富 様

印不要

・上記について承諾します。

・上記について承諾しません。

年 月 日

○○建設 株式会社

代表取締役 ○○ ○○ 様

小山市

市長 浅野 正富

印

入札書見本

建設工事案件用

予定価格公表のものは、必ず第1回と記入する

入札の開札日を記入する

入札書 (第 〇 回)

小山市
市長 浅野 正富 様

令和 〇 年 〇 月 〇 日

公告文または指名通知書の
とおり記入する

【R〇-〇〇〇】
は入れない

住 所 小山市〇〇町〇丁目〇番〇号

商号又は名称 〇〇〇〇 (株)

代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

印

紙の場合は押印必要

- 1 工 事 名 〇〇〇〇〇〇工事
- 2 工 事 箇 所 小山市〇〇〇〇地内
- 3 金 額 ￥ 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 -
- 4 入 札 保 証 金 ￥ 免 除

金額の訂正は無効

小山市規程規則、小山市建設工事等執行規則、設計書、図面、仕様書、現場等を熟覧のうえ、
上記のとおり入札しました。

※ 四六判135kg程度の厚さの紙（縦 11cm × 横 18cm）で作成してください。
小山市ホームページからダウンロードできます。

入札書見本

業務委託案件用

予定価格公表のものは、必ず第1回と記入する

郵便入札の開札日を記入する

入札書 (第〇回)

小山市
市長 浅野 正富 様

令和 〇 年 〇 月 〇 日

公告文または指名通知書のとおり記入する

【RO-〇〇〇】
は入れない

住 所 小山市〇〇町〇丁目〇番〇号

商号又は名称 〇〇〇〇 (株) ⑩

代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

紙の場合は押印必要

- 1 委託業務名 〇〇〇〇〇〇業務委託
- 2 委託箇所 小山市〇〇〇〇地内
- 3 金 額 ￥ 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 -
- 4 入札保証金 ￥ 免除

金額の訂正は無効

小山市財務規則、小山市建設工事等執行規則、設計書、図面、仕様書、現場等を熟覧のうえ、上記のとおり入札しました。

※ 四六判135kg程度の厚さの紙（縦 11cm × 横 18cm）で作成してください。
小山市ホームページからダウンロードできます。

紙入札用封筒について

封筒表

小山市役所理財部契約検査課工事契約係 宛て

入札書在中

開 札 日

案件番号

案 件 名

令和〇〇年〇月〇日

〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇工事

公告文または指名通知書のとおりに入札する。

【RO-〇〇〇】
は入れない

封筒裏

差出人

所在地 小山市〇〇町〇丁目〇番〇号

会社名 株〇〇〇〇

※ 使用封筒は、市販の長3（長さ 23.5 cm・幅 12 cm・厚さ 1 cm以内）を使用し、上記記載例の必要事項を各自で漏れなく記入してください。なお中身の入札金額等が透けて見えないものを使用してください。（表側に記入する案件番号は公告文・指名通知書に記載されています。）

【注意事項】

- 1 必ず契約検査課窓口へ持参にて提出期限（時間厳守）までに提出してください。
（入札書等の持参は、事前に「紙入札方式参加承諾書」を提出し、承諾を得た場合に限りです。）
- 2 同封するもの
 - ・入札書
 - ・工事（委託）費内訳書

指名競争入札用

入札辞退届

提出日を記入する。

令和〇年〇月〇日

(発注者)

小山市

市長 浅野 正富 様

所在地 小山市〇〇町〇丁目〇番〇号

商号又は名称 株〇〇〇〇

印不要

代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

下記の案件について指名を受けましたが、都合により入札参加を辞退します。

1 入札日 令和〇〇年〇月〇日

2 案件番号 〇〇〇

3 案件名 〇〇〇〇工事

指名通知書のとおりに入
入する。

【R〇-〇〇〇〇】

は入れない

(注意)

- ① この届出の提出により、今後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。
- ② この届出は入札書提出期限までに必着とします。

一般競争入札用

入札辞退届

提出日を記入する。

令和〇年〇月〇日

(発注者)

小山市

市長 浅野 正富 様

所在地 小山市〇〇町〇丁目〇番〇号

商号又は名称 株〇〇〇〇

印不要

代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

下記の案件について入札参加申請書を提出しましたが、都合により入札参加を辞退します。

1 入札日 令和〇〇年〇月〇日

2 案件番号 〇〇〇

3 案件名 〇〇〇〇工事

公告文のとおりに入
入する。

【RO-〇〇〇〇】
は入れない

(注意)

- ① この届出の提出により、今後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。
- ② この届出は入札書提出期限までに必着とします。

< 契約締結時の提出書類 >

～注意事項～

※書類を作成する際は小山市ホームページから最新の書式をダウンロードして作成してください。

※書式は「市長部局」「水道事業」「下水道事業」があります。
案件ごとに異なりますのでご注意ください。

- ・契約保証金が「無」の場合：免除
- ・契約保証金（現金）：請負代金額の10%の納入する金額
- ・銀行等の保証：担保（銀行等の保証）
- ・前払金保証事業会社の保証：担保（前払金保証事業会社の保証）
- ・公共工事履行保証証券（保険会社）の保証：免除（公共工事履行保証証券）
- ・履行保証保険（保険会社）の保証：免除（履行保証保険）

・契約書に押印する印鑑は全て登録申請に使用した代表者印を使用すること。
（年間委任を受けている場合は、受任者の印）

捨印

・発注者（小山市）の印が押せる位置に貼付

収入印紙

印

・契約の翌日から7日以内（小山市の休日は算入しない）※余裕期間設定工事の場合は、設定した着手日

・平日であること

（金銭保証・建設リサイクル法用）

・落札時の入札金額に消費税を加算した金額

小山市建設工事請負契約書

【R〇-〇〇〇】は入れない

・指名通知書、公告文、設計書のとおりにする

1 工事名 〇〇〇〇工事
2 工事箇所 小山市〇〇〇〇地内
3 工期 着手 令和〇〇年 〇月 〇日
完成 令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 請負代金額 ￥ 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇-
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ 〇, 〇〇〇, 〇〇〇-）

5 契約保証金 ￥ 〇〇 (〇〇〇〇〇〇〇)

6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

【注】 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、（1）解体工事に要する費用、（2）再資源化等に要する費用、（3）分別解体等の方法、（4）再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ別紙に記入する。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって、公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が押印の上、各自1通を保有する。

契約年月日 令和〇年〇月〇〇日

発注者 住所 小山市中央町1丁目1番1号

氏名 小山市

市長 浅野 正富 印

受注者 住所 小山市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

印

・落札決定した日の翌日から7日以内（小山市の休日は算入しない）

・水道事業、下水道事業発注分は住所等が異なります。それぞれの様式を使用してください。

・裏面も同様に押印

割印

袋綴し

課 税 事 業 者 届 出 書

小山市
市長 浅野 正富 様

令和〇年〇月〇〇日

・契約日を記入してください。

住 所 小山市〇〇町〇丁目〇番〇号
商号又は名称 (株)〇〇〇〇
代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

印不要

下記の期間については、消費税法の課税事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない）であるのでその旨届出します。

記

課税期間　自　令和〇〇年　〇月　〇日
 ↑
 至　令和〇〇年　〇月　〇日

・契約日の含まれる課税期間を記入してください。

建設工事のみ

- ・ 契約書提出時に、契約書と併せて2部、契約検査課に提出してください。
- ・ 契約検査課にて受付印を押したものを、1部返却しますので工事担当課に提出してください。

現場代理人及び主任技術者等（選任・変更）通知書

令和 年 月 日

小山市
市長 浅野 正富 様

住 所
商号又は名称
代表者の氏名

印不要

【RO-○○○】
は入れない

指名通知書、公告文のとおり

1 工 事 名
2 工 事 箇 所
3 現 場 代 理 人 住 所
氏 名

現場代理人は、1つの現場に専任。ただし、案件により2つまで可

事前に小山市の技術者名簿に登録している者に限る。主任技術者（監理技術者、監理技術者補佐）と同一人物でも可

年（資格名）

現場代理人は無資格でも可

※1 現在現場代理人として配置している工事名等

(1) 工事名 _____
(2) 工事箇所 _____
(3) 工事担当課 _____

4 主 任 技 術 者 住 所
(監理技術者) 氏 名
最終学歴

事前に小山市の技術者名簿に登録している者に限る。現場代理人と同一人物でも可

主任技術者は、請負金額に応じて建設業法にもとづいた技術者を配置する。(資格名)

5 監理技術者補佐 住 所
※2 氏 名
最終学歴
経験年数 年（資格等名）

事前に小山市の技術者名簿に登録している者に限る。監理技術者補佐を設置しない場合には記入不要

上記のとおり選任したので通知します。

※1 小山市発注の工事で、現場代理人として
※2 監理技術者補佐を設置する場合に記入す

一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者や学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要

(様式第26号)

- ・前払金を請求する場合は、請負契約締結の日から20日以内に前払金保証証書(正)添付のうえ、提出してください。
- ・前払金を請求しない場合は、必要ありません。
- ・余裕期間設定工事において前払金を請求する場合は、工事着手日の14日前から請求が可能です。なお、工事着手日が請負契約締結日から14日に満たない場合には、契約締結日以降請求が可能です。

公共工事前払金請求書

日付は、入れない
ください

令和 年 月 日

小山市

市長 浅野 正富 様

請求者 住 所 小山市〇〇町〇丁目〇番〇号
商号又は名称 (株)〇〇〇〇
代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

【R〇-〇〇〇】
は入れない

印不要

小山市建設工事請負契約書第36条により、次のとおり公

記	
1 工 事 名	〇〇〇〇〇〇〇工事
2 工 事 箇 所	小山市〇〇〇〇〇地内
3 前払金請求額	¥ 〇, 〇〇〇, 〇〇〇 -
4 請 負 代 金 額	¥ 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 -
5 契 約 年 月 日	令和〇〇年 〇月〇〇日
6 前金払専用口座	〇〇 銀行 〇〇 支店 (普通N〇. 〇〇〇〇〇〇〇〇)
7 備 考	添付書類 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する「保証事業会社」と保証契約をした保証証書

- ・建設工事は、請負代金額の10分の4以内
- ・業務委託は、請負代金額の10分の3以内
- ・10万円未満の端数は、切り捨て

【代】
・契約書のとおり(3前払金請求額を除く)する場合は下記の記載をお願いします】
連絡先
(フルネーム)、連絡先(固定電話番号)の記

- ・請負代金を振込む口座の他に、前払金専用の口座が必要です。
- ・事前に小山市に口座内容の登録が必要です。

- ・請負金額3,000万円以上の場合、契約書提出の際に併せて提出してください。
- ・この届出書は、工期途中において請負代金額の一部を請求する場合、中間前金払か部分払かをあらかじめ選択しておくもので、必ず請求しなければならないものではありません。（必要などきだけ、選択した方法で請求してください）
- ・届出書を提出した後は、選択内容を変更することができません。

様式第5号（第7条関係）

本心得のP39～「中間前金払制度について」を参照してください

中間前金払と部分払の選択に係る届出書

契約日を記入する

令和〇年〇月〇〇日

小山市

市長 浅野 正富 様

受注者 住 所 小山市〇〇町〇丁目〇番〇号

商号又は名称 (株)〇〇〇〇

代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

印不要

下記に掲げる工事については、（中間前金払・部分払）を選択したいので、届出します。

契約書のとおり

記

いずれかを選択し、○をつけてください

1 工 事 名

〇〇〇〇〇〇工事

【R〇-〇〇〇〇】
は入れない

2 工 事 箇 所

小山市〇〇〇〇地内

3 請 負 代 金 額

〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 円

4 工 期

令和〇〇年 〇月〇〇日から

令和〇〇年 〇月〇〇日まで

（注） 特定建設工事共同企業体にあつては、構成員のすべてが記名押印のこと

必要事項を記入のうえ、契約締結後 14 日以内に工事担当課へ提出してください。

(様式第 1 号)

工 事 工 程 表

工 事 名												
工事箇所												
工 期	着手 令和 年 月 日 完成 令和 年 月 日											
種 別	設 計 数 量	月		月		月		月		月		摘 要
		10日	20日	10日	20日	10日	20日	10日	20日	10日	20日	

上記のとおり施工します。

令和 年 月 日

小山市

市長 浅野 正富 様

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

印不要

(様式第2号)

必要事項を記入のうえ、契約締結後 14 日以内に工事担当課へ提出してください。
(次ページの様式第2号別表もあわせて提出)

請 負 代 金 内 訳 書

1 工 事 名

2 工 事 箇 所

3 請 負 代 金 額

4 工 期 着手 令和 年 月 日

完成 令和 年 月 日

上記工事について、別表のとおり提出します。

令和 年 月 日

小山市
市長 浅野 正富 様

住 所
商号又は名称
代表者の氏名

印不要

(様式第2号別表)

請負代金内訳書

[illegible]

法定福利費額（工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額）
〇〇〇〇円

(様式第5号)

当該契約案件について、下請負契約をするときのみ工事担当課に提出してください。

工事部分下請負通知書

令和 年 月 日

小山市

市長 浅野 正富 様

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

印不要

下記のとおり工事を部分下請させたので通知します。

記

1 工 事 名

2 工 事 箇 所

3 請 負 代 金 額

4 下 請 負 人 住 所

商号又は名称

代表者の氏名

建 設 業 許 可

国土交通大臣

知 事

号

号

5 下 請 負 工 事 の 金 額 及 び 概 要

6 下請負業者の現場代理人氏名

中間前金払制度について

中間前金払とは、工事着工時に支払う請負代金額の10分の4以内の前払金に加えて、工事の中間段階にさらに請負代金額の10分の2以内を前金払として支払う制度です。

中間前金払については、従来の部分払と比較して、手続きが簡素化、迅速化されることから、工事代金の支払いが早くなりますので、この制度を積極的にご利用ください。

1 中間前金払の対象となる工事

- 1件の請負代金額が500万円以上の工事が対象となります。（業務委託については対象となりません。）

2 中間前金払の割合

- 請負代金額の10分の2以内で、10万円未満の端数は切り捨てた額とします。ただし、前払金と合わせた額が、請負代金額の10分の6を超えることはできません。

3 中間前金払の選択

- 中間前金払と部分払の併用はできません。
- 中間前金払の対象工事の内、部分払も対象となる工事（請負金額3,000万円以上）においては、契約締結時に中間前金払と部分払のいずれかを選択し、「中間前金払と部分払の選択に係る届出書（様式第5号）」を提出してください。（前記の届出書は必ず提出して頂きますが、届け出をしたからといって、必ず中間前金払か部分払を請求しなければならないという訳ではありません。）
- 上記の選択については、その後において変更することはできません。

▼ 請負金額別による前金払（中間）、部分払の対象について

- (1) 請負金額 500万円未満
 - ・前金払、中間前金払、部分払ともに対象外
- (2) 請負金額 500万円以上1,000万円未満
 - ・前金払、中間前金払のみ対象
- (3) 請負金額 1,000万円以上3,000万円未満
 - ・前金払、中間前金払、部分払ともに対象
 - ただし、
 - ①当初前金払を受けた場合は、中間前金払のみ請求可（部分払は対象外）
 - ②当初前金払を受けていない場合は、部分払のみ請求可（中間前金払は請求不可）
- (4) 請負代金 3,000万円以上

- ・当初前金払を受けていても、中間前金払・部分払（※１）ともに請求可
 - ・ただし、中間前金払・部分払の併用は出来ず、契約締結時に「中間前金払と部分払の選択に係る届出書（様式第５号）」の提出が義務付けとなる。
 - ・上記の選択については、その後において変更することはできない
- ※１）部分払の請求回数については、請負金額により異なる（請負契約書約款別表参照）

4 中間前金払の要件

- 次のすべての条件を満たす場合に、中間前金払を請求することができます。
 - ①前払金を受けていること。
 - ②工期の２分の１を経過していること。
 - ③工事工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
 - ④既に実施された作業に要する経費が、請負代金の額の２分の１以上の額に相当するものであること。

5 中間前金払の認定

- 受注者は、中間前金払の認定を受けようとする場合は、「中間前金払認定請求書（様式１号）」に「工事履行報告書（様式第２号）」を添付して、工事担当課に提出してください。
- 発注者（工事担当課）は、上記中間前金払の要件を確認し、認定を認めた場合には、「認定調書（様式第３号）」を受注者に交付します。

6 中間前金払の請求

- 受注者は、上記の認定により交付された「認定調書」により、前払金保証会社（例：東日本建設業保証㈱）と中間前金払保証契約を締結し、「保証証書」を「中間前金払請求書」に添付して、工事担当課に請求してください。

7 その他

- ２ヶ年以上の会計年度に渡る継続工事については、対象工事の金額・認定要件等について特例がありますので、契約検査課までお問い合わせください。
 - 上記の各書式については、小山市ホームページ「入札情報の書式のダウンロード」から取得することができます。
- 小山市ホームページ <http://www.city.oyama.tochigi.jp/>
 小山市ホームページ＞「産業・しごと」＞「入札・契約情報」
 ＞「入札・契約書式」

(様式第26号)

公共工事中間前金払請求書

令和 年 月 日

小山市

市長 浅野 正富 様

請求者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名

小山市建設工事請負契約書第36条により、次のとおり公共工事中間前金払を受けたいので請求いたします。

記

1 工 事 名	
2 工 事 箇 所	
3 前払金請求額	
4 請 負 代 金 額	
5 契 約 年 月 日	令和 年 月 日
6 前金払専用口座	銀行 支店 (普通 NO.)
7 備 考	添付書類 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する「保証事業会社」と中間前金払に係る保証契約をした保証証書 (正)

【代表者印の押印を省略する場合は下記の記載をお願いします】

発行担当者

連絡先

※発行担当者の氏名 (フルネーム)、連絡先 (固定電話番号) の記載が必要です。

様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係）

認 定 請 求 書

工 事 名	
工 事 箇 所	
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
工 期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
請 負 代 金 額	円
摘 要	上記の工事について、中間前金払の支払を請求したいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。 令和 年 月 日 小山市 市長 浅野 正富 様 受注者 住 所 商号又は名称 代表者の氏名

添付書類・工事履行報告書

様式第2号（第5条第1項関係）

工 事 履 行 報 告 書

小山市

令和 年 月 日

市長 浅野 正富 様

住 所
商号又は名称
代表者の氏名

工 事 名			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
日 付	年 月 日		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄)			

備考 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番タテ

様式第 3 号（第 5 条第 3 項関係）

認 定 調 書

契約の相手方		
工 事 名		
工 事 箇 所		
契 約 年 月 日	令和 年 月 日	
工 期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	
請 負 代 金 額	円	
摘 要		
上記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる		
要件を	具備していると 具備していないと	認定する。
令和 年 月 日 (受注者) 様 小山市 市長 浅野 正富		

入札条件

1 中間前金払と部分払の選択について

- （１）請負代金額が５００万円以上の工事（債務負担行為に係る契約にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定額が５００万円以上の工事）については、中間前金払を請求できるので、この場合は、中間前金払と部分払のいずれかを選択するものとする。

なお、この選択については、落札決定後に届け出るものとし、その後において、変更することができない。

- （２）債務負担行為に係る契約にあつては、いずれかの会計年度において出来高予定額が５００万円以上であることにより、契約締結にあたり中間前金払を請求する旨の届出を行っている工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとする。

2 中間前金払の請求

- （１）中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の２分の１（債務負担行為に係る契約にあつては、当該会計年度の工事実施期間の２分の１）を経過し、かつ、工程表により工期の２分の１（債務負担行為に係る契約にあつては、当該会計年度の工事実施期間の２分の１）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の２分の１（債務負担行為に係る契約にあつては、当該会計年度の出来高予定額の２分の１）以上の額に相当するものである場合に行うものとする。

- （２）契約締結にあたり、部分払を請求する旨の届出を行っている場合には、中間前金払の支払を請求することはできない。

3 部分払の請求

契約締結にあたり、中間前金払を請求する旨の届出を行っている場合には、部分払（債務負担行為に係る契約にあつては、各会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできない。

様式第5号（第7条関係）

中間前金払と部分払の選択に係る届出書

令和 年 月 日

小山市

市長 浅野 正富 様

受注者 住 所
商号又は名称
代表者の氏名

下記に掲げる工事については、（中間前金払・部分払）を選択したいので、届出します。

記

1 工 事 名 _____

2 工 事 箇 所 _____

3 請 負 代 金 額 _____ 円

4 工 期 令和 年 月 日から
 令和 年 月 日まで

（注） 特定建設工事共同企業体にあつては、構成員のすべてが記名のこと。